

白河市いのちを守る条例案に対する意見募集

市では、平成30年度より自殺対策計画を策定し、この計画に基づき実施している自殺対策施策を市全体の理念として位置づけ、行政・関係機関・市民の役割を明確にするために条例を制定し、総合的・継続的な取り組みを行っていきたいと考えています。

つきましては、市民の皆様から広くご意見をいただき、条例案に反映するために市民意見公募（パブリックコメント）を実施するものです。

■募集期間

令和8年2月19日（木）から3月6日（金）まで

■公表する資料

白河市いのちを守る条例（案）

■資料の入手方法

市ホームページ、健康増進課

■応募資格

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に勤務し、又は在学している方
- ・市内に事業所（事務所）を有する個人又は法人・団体
- ・白河市いのちを守る条例案に利害関係を有する個人又は法人・団体

■意見の提出方法および提出先

意見提出用紙に条例案に対する意見とお名前、住所、電話番号の必要事項を明記し、次のいずれかの方法で提出してください。

- （1）持 参 白河市 保健福祉部 健康増進課あて（中央保健センター）
※平日の開庁時間（8：30～17：15）にお願いします。
- （2）郵 送 〒961-0054 白河市北中川原313番地
白河市健康増進課あて（白河中央保健センター）
※令和8年3月6日（金）必着とします。
- （3）ファックス 0248-24-5525（添書は不要）
- （4）電子メール 件名を「【条例案】に対する意見」として、
kenkozoshin@city.shirakawa.fukushima.jp へ送信

※匿名や電話、口頭によるご意見は受け付けられません。

※必要事項が明記されている場合は、任意様式による提出でも結構です。

※提出いただいた書類等は返却いたしません。

■意見の取扱い

お寄せいただいたご意見については、次のように取り扱わせていただきます。

○ご意見は、条例の策定に向けて参考とさせていただきます。

○プライバシー保護には十分留意したうえで、ご意見の概要とそれに対する市の考え方について、一定期間公表させていただきます。

○ご意見に対する個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

■今後の予定

- ・ 意見の集約と公表：令和8年4月下旬頃（いただいたご意見と市の考え方を公表します。）
- ・ 市議会への条例案の提出：令和8年6月議会（予定）

■問い合わせ先

白河市 健康増進課 電話0248-27-2114